

安城市立保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 5 8 号

安城市立保育所管理規則の一部を改正する規則

安城市立保育所管理規則（昭和 6 2 年安城市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「（以下「3 歳以上の 1 号認定子ども」という。）」を削り、「次の各号のいずれかに該当する」を「学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する特別支援学校の幼稚部に通う聴覚障害者又は安城市立サルビア学園の設置及び管理に関する条例（昭和 5 0 年条例第 1 8 号）に規定する安城市立サルビア学園その他児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 第 1 号の児童発達支援を行う施設に通うもので、障害のない児童との交流による保育が心身の発達を促進する上で有効であると認められる」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項第 1 号の規定により入所した 1 号認定子どもに係る保育の期間は、入所した日から小学校就学の始期に達する日の前日又は当該保護者の育児休業の終了する日のいずれか早い日までとし、同項第 2 号」を「前項」に改め、同条第 4 項中「に規定する」を「の規定に該当する」に、「これら」を「同項」に改め、同項ただし書を削る。

第 1 0 条第 1 項第 1 号の表標準時間経過時刻を超え午後 9 時までの項及び標準時間経過時刻を超え午後 1 0 時までの項を削り、同項第 2 号イの表午後 4 時 1 5 分を超え午後 9 時までの項及び午後 4 時 1 5 分を超え午後 1 0 時までの項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。